

## 行政常任委員会

令和 7 年 3 月 7 日（金）

午前 9 時 5 9 分開 会

○仲委員長 おはようございます。ただいまより行政常任委員会を開会いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため村田幸隆委員でございます。

それでは、防災管理課から審査を始めます。

まず、防災のほうは、議案第 5 号、尾鷲市災害ライフライン等の条例の制定を 1 本と、16 号、17 号、18 号について一括して説明をしてください。その後、質疑しますけど、第 5 号だけまず初めに、よろしく願いいたします。

○大和防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしく願いいたします。

議案第 5 号、尾鷲市災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の 9 ページを御覧ください。

尾鷲市災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例の制定理由につきましては、みえ森と緑の県民税市町交付金事業であります災害からライフラインを守る事前伐採事業を行うに当たり、地方自治法第 224 条の規定に基づき、事業費の 2 分の 1 を事業者から徴収するための条例でございます。なお、残りの事業費につきましては、森と緑の県民税交付金を活用し、市の負担はございません。

事業内容につきましては、台風等による倒木により電線が切れ、停電が発生する可能性が高い場所を選定し伐採をすることで、市民生活に関わるライフラインを守るためのものがございます。

以上で、議案第 5 号、尾鷲市災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例の制定についての説明とさせていただきます。

○仲委員長 議案第 5 号については、説明は以上でございますが、質疑はございますか。

○中村（レ）委員 今、電線って言われたと思うんですけども、中部電力さんのほうからよく、電線に引っかかっているからって切って切らせてくださいという話があるんですけども、それ以外の電線って、ごめんなさい、どこにあるのか、ちょっと具体的に教えていただけますか。

- 大和防災危機管理課長 電力会社におきましては、電気事業法に基づく伐採ということで、電線から約1.5メートル程度の範囲で保安伐採をしております。これに対しまして、事前伐採事業は、台風等での倒木による停電を防ぐために県において制度化されておるもので、県、電力会社と市町が連携して、保安伐採よりも広く伐採するもので、本市においても活用していきたいということです。
- 西川委員 課長は馬越やからよう分かるけど、僕のところの登り口、分かりますよね。あれから奥に行くと結構巨木があって、建設のほうで枝が折れたで撤去してくれというのはようあるんですけど、障害木、切ってくれて、今、個人の方で署名をやっておる人がおって、あそこらのでかい木を、もし何かあったときに倒れたら車が通れやんって、あそこの道、一本道じゃないですか、広い道は、それを、あるというのは聞いていませんか、何も。
- 大和防災危機管理課長 今お話しいただいた件につきましては認識はございません。聞いておりません。
- 西川委員 僕はこの前言われて、うちの横にも大きな木があるでしょう、あれが倒れたらどうするんやって言われたもんで、持ち主が何とかするやろうと言うたら、上の者が通れんということで、街道、ずっと、木、生い茂っておるやん、プロパンガス、置いておるところとか、あそこらを陳情するんやとは言いよったけど、また後で一回来ていますよ、誰か。何か近所に来て1人ずつ署名をもらっておるということを知りましたから。
- 大和防災危機管理課長 またそういった情報も教えていただきたいんですけども、伐採する場所につきましては、これまで中電が培われてきた情報を基に、県、中電、それで市町のほうが協議しながら、優先度の高いところから伐採をしていきたいと、このように考えております。
- 小川委員 先ほど中村委員さんが言われましたけど、今までですと木が電線にかぶさってきていると中電が全部責任を持ってやっておったみたいなんですけど、今回は、どこからどこまでというか、範囲があるんですか、ここからここまで市町も負担するという、そのすみ分けというか、それはどうなんですか。
- 大和防災危機管理課長 そのような範囲は数字などでは表されていないんですけども、県と電力会社と各市町で協議会を設けて協議していくと、その中で決めていきます。
- 小川委員 これまで、中電というか、トーエネックというか、あそこらが切っていましたよね。それも市町も負担せなあかんような場合も出てくるんですか。

- 大和防災危機管理課長　　これまでの中部電力が行われておりますのは電気事業法に基づく保安伐採ということで電線から1.5メートル程度の範囲のものなんですけれども、それとはまた別の、もう少しといいますか、さらに広い範囲で、木が風などで倒れても電線に引っかからないような範囲、そういった危険性の高いところということで、優先度の高いところからというふうにしていきたい。
- 中村（レ）委員　　これ、ライフラインって書かれているということ自体が、なぜ電線だけなのかということなんですけれども、今、西川委員が言われたみたいに、ライフラインというのは、防災で関わる全てライフラインなんです。だから、なぜそれをここにライフラインって書いておきながら電線だけって規定されるのか教えていただけますか。
- 大和防災危機管理課長　　これは県の制度を活用するものなんですけれども、その中に、ライフライン、今回は電線、中部電力さんの電気というふうなことで検討を進めてきておりますが、県のもともとの制度の中には、電気、ガス、水道、そういったものが含まれるとなっております。そういったことでライフラインと書いておりますが。
- 濱中副委員長　　私も同じようにこのライフラインという言葉にちょっと引っかかる場所があったんです。先ほど西川さんが言われたように、道路そのものがライフラインという考え方がありますよね。電線がなかったとしても、そこに木が倒れたことによってそこが孤立するような形になるものに対しても伐採対象としてええのではないのかなという気がするんですけれども、県のを倣ってするのは分かるんですけれども、尾鷲市の地形であったりとか家が建っておるところの事情を考えて、市独自のものを、文言を入れることはできるのではないのかなと思うんですけれども、国から来るもの、県から来るものを、それを右へ倣えでは、地域事情、その地域特性に合ったものにするための協議はする必要があると思うんですけれども、今後、これをそういった形でさらにつくり込んでいくということができないのかどうか、県が言われたものに対処するとき、県にそういった判断を委ねる必要があるのかどうか、その辺りはどうですか。
- 大和防災危機管理課長　　地域特性に応じた形で私どもとしては県と中部電力にも物申していきながら、3者の協議の中で場所などは検討していきたいと。
- 先ほどちょっと申しました、県のもともとのものにはガスや水道が入っておるといふようなことを申し上げましたが、私としましては、尾鷲市には、それは都市ガスではないので、そぐうような事業はないのではないかなというふうに思っております。

まして、尾鷲市としては電線が一番ネックになってくると思います。

○濱中副委員長　そもそもこの条例が分担金を徴収するための条例ですので、分担金を頂ける相手に対する条例なのかなというふうに思うので、恐らく電気事業者も受益するという意味では、これは電気ということにはなるのかなと思うんですけども、こういった費用を使ってできる、あらゆるライフライン確保のための伐採であるとかって、そういうものは別に必要なのかなという気もするんですけども、そういったあたりも今後これに倣った検討をお願いしたいと思うんですけども、これの中に組み込めるもの、もし分担金を徴収するというで、木が倒れて、受益を受ける人が市民であった場合、受益者として市民からお金を取ることになってしまうのではちょっと意味がないのかなと思うので、その辺りはすみ分けた条例の作り方が要るのかなと思うんです。その辺の見解はどうですか。

○大和防災危機管理課長　ライフラインということで、電線を倒木から守って切って、その先には住んでみえる方の生活を守るという位置づけでの、市としてはこの事業を進めていくことで市民の役に立つものであるというふうに考えておりまして、費用面でも、市の負担が来年度からなくなると、そういった制度改革がありましたので、これは活用すべきだなというふうなことで、このタイミングで、制度、条例のほうを上げさせていただいたところでございまして、いろいろおっしゃっていただいたような課題等あると思いますので、そういったことも、こういった形で対処ができるものか、考えていきたいというふうに思います。

○西川委員　僕、前から不思議に思っておったんやけど、ライフラインというと、言うたら水道も含まれるわね。下水道も一応ライフラインになるわね。能登では下水道が分断して汚水があふれていました。それで、そこに銀杏通りってあるでしょう。あの木もイチョウなんですよ、病院のところの。あれ、誰がイチョウを植えたの。こんなになるんやで。木は上へ伸びるだけじゃなく根も伸びる。そうになると、見て分かるように、インターロッキングのタイルが剥げまくっておるやん、根のところ盛り上がって。水道管もどんな水道管を使っておるか知らんけど、鉄管なら折れていくわね、ライフラインというんやったら。そこも盛り上がったらそこで汚水だまりができるわね。あれ、何であんなところに植えた。あれが一番ネックじゃない、障害木って言われたら、ライフラインの。

銀杏通りって結構、今、賛否両論。落ち葉がきれいやという人もおるし、落ち葉の掃除も大変やという人もおるし、あれもこんなになるんやで、あの歩道で。名古屋みたいな大都市なら、俺はイチョウ並木でそれはええと思うけど、なぜ歩道に、

水道管が入っておる、下水管が入っておるところへ、そうやってああいう巨木になる落葉広葉樹を植えたのかなと思って、そっちのほうがちよっと心配にならへん、水道管とか。どうですか。

○仲委員長 西川委員、この件については、本来は建設課の話やもんで、また再度あれやったら建設のほうで、無理に答えたらおかしなっていくで。

○中村（レ）委員 第2条の2項に、この条例において受益者とは、電気事業法に規定する一般送電事業者のうち事業の実施により利益を受ける者って、これは誰ですか。

○大和防災危機管理課長 中部電力になります。

○中村（レ）委員 今までずっと各委員が問題にされている支障木の伐採、これ、実際にもし大きな木やったとしたら持ち主がおられますよね。持ち主がその木を切られるということは、その人の損益になったりしますよね。その場合に、これをすることによって、中部電力なりがその費用の2分の1を負担するというのはいいんですけれども、それは、地主が切ることの許可を出したときのみ、これは成立する条例なんですか。

○大和防災危機管理課長 そうなります。費用のほうは県と中部電力さんが負担してもらって、市のほうは主に調整を行う役目というふうなことで制度化されております。地主との調整役ということになります。

○中村（レ）委員 ということは、地主がそれを切ることによって非常に損害を受けると判断したら、これはいつまでたっても、西川委員が指摘されたように、その巨木が、支障木が、道を塞ぐ可能性が非常に高い場合でも、持ち主が、いや、これ、切ったら1,000万になるのに、1,000万の補償をしてくれるのかという話になって、誰もようしませんって言った場合に、それはもう永遠に切られないという条例やということですね。

○仲委員長 課長、整理したいんやけど、これ、分担金、言うたら徴収条例で条例が出てきたんやけど、実施主体がどこで、民間の、例えば山やったらどういような処置をするか、立木の補償も含めてお答えください。

○大和防災危機管理課長 この事業の実施主体は尾鷲市になります。市町になります。そして、土地の持ち主の許可を得なければ、事業のほうはすることはできません。そういった中で、負担、補償費ということも、この事業の中で見ることも可能です。

○中村（レ）委員 可能ということは、今、西川委員やほかの委員が非常に危惧

されているライフラインというところの基本的な考え方、道を塞ぐことによってどれだけ救済が遅れるかとかという基本的なところというのがきっと抜けているのと違うのかなと思うんですよ。

ですから、これ、条例をつくられるんでしたら必ず、その持ち主との条件ですよ、そこまでちゃんとどういうふうにするかということが明記されへん限り、これって実際には、条例はつくったけど一本も木が切られませんでしたということになりかねへんのと違うのかなと思うんですけれども、そこについて、ちょっとお考えをお聞かせください。

○大和防災危機管理課長 来年度、令和7年度から事業のほうを実施できる見込みで現在進めております。

○中村（レ）委員 これはもう、ということは、実施場所が、候補があつて、その地主から許可をもらっているという前提でこれが話が進んでいくということなんですか。

○大和防災危機管理課長 土地の持ち主の了承を得ない中では伐採事業はできませんので、そのように調整を進めております。

○小川委員 土地の持ち主が了解しない場合、危険やって市が認めた場合、注意とか勧告とか指導とか、空き家対策みたいに、個人の所有物ですから、自由ですから、注意した場合、危険やということを認識するやないですか、認識してそうなった場合、個人に損害補償の義務を負いますよね。その点はどうなっているのかなと。

○大和防災危機管理課長 危険なのでと注意するような事業ではございませんので御理解いただきたいんですけれども。

○仲委員長 課長、これ、条例やけど、これに伴う細則とか細かい規定はつくられる予定なんですか。

○大和防災危機管理課長 これは分担金を徴収するための条例となっておりますので、この条例のみで簡潔明瞭に分かるものというふうに考えております。

○中村（レ）委員 例えば家が建っていて、隣地の木がそこに倒れて家を潰す巨木があったとするじゃないですか。そのときに、家の持ち主が、隣のこの巨木が倒れたらうちの家が潰れる可能性があるので処理してくださいということを言うと、言った後にその木が倒れてきたら、その持ち主が倒れた家の全額補償をせなあかん、今、法律ができていますよ。ただ問題なのは、建っている家に対してはできませんけれども、道路の支障木の場合、そういう法律があるのかどうなのか、私、分からないんですけれども、道路の横に建っている支障木、支障木ではないかな、昔

はきっとそれがすごい値打ちがあってそこにわざわざ道をつけたのかもしれないけれども、持ち主にとってはそれはすごい財産かもしれないけれども、もう既に道路を塞ぐ可能性のある木に対して、今、法律的に、これが支障木になる可能性があるからという指摘をできるのかどうかを教えてください。

○大和防災危機管理課長　　今おっしゃっていただいたことにつきましては、道路を守るというふうな意味合いだと思うんですけども、今回、この分担金徴収条例で中部電力から分担金を徴収して木を伐採しようとする事業につきましては電線を守ることで地域住民を守るというふうな視点からの事業でございます。

○濱中副委員長　　守るものが道路であろうが電線であろうが、こっち側から言うておるのは、電線が切れるから、この木、切りたいんですということに強制力が持たせられるのかどうかということです。ないですよ。どうします。どうしますっておかしいけど、ただお願いだけのものになってしまいませんかということなんです。

○大和防災危機管理課長　　おっしゃるとおりお願いだけの状況になります。空き家等の対策と同じ状況になると思います。

○仲委員長　　ちょっと整理したいんですけど、ライフラインを守ると趣旨に書かれているんですけど、尾鷲市の場合は、水道、ガスとかというのは別な話で、言うたら電気事業法による一般送電事業者の、言うたら中電さんの電気配線についてを守るために、事前に伐採をすると、その伐採の負担金を頂くということによろしいですね。この条例については、県下一斉なのか、もしくは県下でもう既に条例制定されておるものか、そこら辺、ちょっとお聞きします。

○大和防災危機管理課長　　他市町でも、もう実施されておって条例制定されておるところもございまして、一律同じ条例を制定しております。

○仲委員長　　条例案についてはほぼ、類似団体というか、ほかのところと同形の条例であるということを確認します。

○大和防災危機管理課長　　内容につきましては同じ条例形態で制定をしております。

○仲委員長　　そういうことも含めて議論をお願いします。

○濱中副委員長　　すごい乱暴なことを言うかも分かんのですけれども、電力会社、民間事業者は、自分のところの電線が切れたらあかんからって、今まで、1.5メートル以内、切ってきましたよね。本当にその人らが自分らの仕事を守ろうとしたら、1.5メートル切れば大丈夫という下にやっておるのかなと、私、思った

んですけれども、それ以上のものを必要なやつたらその会社がやっておるんやないかなって思うところがあるんですよ。なので、それ以上のものをやっておこうということが果たして必要なかどうかという、もうそもそもの話になるんですけれども、それはどういう説明を受けていますか、それ以上のものをしようとするのは何でかということとは。

○大和防災危機管理課長　この制度を県のほうがつくったときには、その理由として、令和元年には千葉県のほうで、台風によって停電が発生して、かなりの範囲で生活に支障が生じた、また、それ以降においても、令和2年などでも、三重県内においても台風によって市民生活に支障が生じた、これまで中部電力が保安伐採をしてきておる中でもそういった生活に支障が出てきておると、そういった中で、県としては制度化をしていく必要があるというふうな中で制度をつくられておるといふふうに聞いております。

○濱中副委員長　中電さんに誤解があったらあかんのやけれども、ふだんの停電、ちょっとした風や雨やだけじゃなくて台風もあるんやから、そこまで会社の責任でやったらどうですかというような返しがあったのかなというのがちょっと思うところやっただんです、それ以上、公共が手を出してそういう民間会社のお手伝いをする必要があった理由がちょっと知りたいなって思ったので。それは、そういった議論の中、県と中電の間やからここまで下りてくることはないのかなと思うんですけれども、イメージ的に、送配電の事業上必要であれば、その事業者がやるところじゃないのかなって、税金を使ってやるところなのかなという単純な疑問がありましたので。

○仲委員長　少なくとも、言うたら事前に、中大規模の災害に備えて、常に通電を、電気を配電したいという中で、保守の部分については中電が行うけど、大きな災害、中災害に備えて事前に伐採をするという考え方を県が示した中で尾鷲市が採用したということでしょう。

○大和防災危機管理課長　そのとおりです。

○小川委員　最近ですと所有者不明の土地とか山とかたくさんありますね、日本全体で九州一つ分とか北海道一つ分ぐらいやと。所有者が分からん場合、危険なやつを切るとき、これ、強制で、これではやれるんですか、それ、切ったり、伐採したり。

○大和防災危機管理課長　土地の持ち主の了解が要りますので、分からない場合には、この事業のほうは進めることはできないと。

○南委員　今回のライフラインを守る伐採ということは、いろんな、電気事業法だとか、災害の法律が、結構これ、絡んでくると思うんですね、厳密に調べていくと。こういった新たな条例制定になるもので、当委員会としたら、できたらもっと事前にアプローチして、一回ぐらい委員会をくぐっておけばもっと深い精査やとか議論ができたんじゃないのかなということを今の議論を聞いておいて思いましたので、特に条例制定については、事前にアプローチしていただくように、委員長にもよろしく願いいたします。

○仲委員長　かなり難しい条例制定ですもんで、今、議長が言われたように、こういう条例制定の場合は事前に、事前審査じゃなしに、こういう趣旨でやりたいというようなのを前もって議会に諮っていただきたい。今後お願いいたします。  
ほかに。

○西川委員　これ、ライフラインというから、電気のためのライフラインって言や、話、ややこしいんやけど、ほんで、これ、言ってええのかどうか分からんけど、今、1.5メートル切るって言っていましたよね、障害木。僕、仕事柄、ようかち合いするんですよ、草刈りをやっておったり、剪定しておると。おまえらなっで、ここまで切っておるんやったらもう1メートル切れんのかと助言することがあるんですよ、西川さん、来年の仕事がなくなりますからって言う業者もおるけどね、きちんと守っておるかどうかは知らんけど。

そやで、もう、これ、ライフラインにこだわらんと、電気に関するライフラインというほうがまとまりやすいと思うんやけどね。

○仲委員長　そういう意見もあった中で、実施に向けてはそういう趣旨の中で上手に執行するというごことをお願いしたいと思うんですけど、ほかに質疑はありますか。

○岩澤委員　先ほど実施主体が尾鷲市ということだったんですけども、この木を切るという判断基準は尾鷲市が決めるという判断でよかったですでしょうか。

○大和防災危機管理課長　切る場所につきましては、尾鷲市と中電と三重県とが協議会を設けて、その中で場所を決めていきます。

○岩澤委員　例えば、昨年、市長と自治会の懇談会の中で、野地町の児童公園の古木を切ってほしいという依頼があったんですね。あれは公園内に木があるんですけども、横には電線があるんです。子供たちも遊ぶ場所なので早く切ってほしいという話があったんですけど、例えばそれは建設の話になると思うんですけど、もともと建設で伐採する予定だった電線の横にある木をこっちに組み込むということ

も可能なんではないでしょうか。

○大和防災危機管理課長 可能性としてはないことはないと思いますが、優先度を勘案しますと恐らくもっと優先度の高いところが出てくると思いますので、実際にはそういった場所はこの事業では伐採することはないのではないかなというふうに思います。

○岩澤委員 その優先度というのは、電線のライフラインという部分を重要視して決めるというイメージでよかったですでしょうか。

○大和防災危機管理課長 これまで中部電力さんが培われてきておる停電の状況、市民生活に与える影響、そういったことの情報を提供していただきながら、優先度の高いところから決めていくというふうに考えております。

○仲委員長 他に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 それでは、議案第5号については審査を終了します。

次に、議案第16号から18号、消防団の条例関係ですので一括して説明をお願いします。

○大和防災危機管理課長 議案第16号、尾鷲市消防団条例の一部改正についてにつきまして御説明いたします。

条例一部改正(案)新旧対照表の105ページを御覧ください。

尾鷲市消防団条例の改正理由につきましては、災害が多発化、激甚化している中におきまして、近年の少子高齢化と相まって消防団員の高齢化が進み、消防団員の担い手不足が深刻化していることから、これまでの基本団員に加える形で、特定の業務に従事する機能別団員制度を設けることにより、消防団員の確保を図り、地域防災力を強化するための改正でございます。

105ページの右側、改正前の額につきましてはそのまま、見やすいよう、106ページの別表1、別表2のとおり、表にまとめました。

そして、その上側の表、別表第1ですが、表の最下段に、機能別団員の年報酬5,000円を加えております。

機能別団員の具体的な内容につきましては、ドローン隊を設け、災害初期の被害状況確認の強化を図ります。

以上で、議案第16号、尾鷲市消防団条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第17号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ

いてにつきまして御説明いたします。

新旧対照表の107ページを御覧ください。

尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の改正理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に関連しまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額と、扶養に係る補償基礎額の加算額の改正を行うもので、上位法令の改正に基づくものでございます。

以上で、議案第17号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第18号、尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてにつきまして御説明いたします。

新旧対照表の109ページを御覧ください。

尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正理由につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金、または指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加するため改正を行うもので、上位法令の改正に基づくものでございます。

以上で、議案第18号、尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○仲委員長 議案第16号、尾鷲市消防団条例の一部改正についてから、議案第18号の一部改正についてまでの説明が以上でございます。

質疑はございますか。

○濱中副委員長 新旧対照表の105ページの機能別の団員に対して年手当というふうに聞きましたけれども、出勤に関しては基本団員と同じでよろしいですか。

○大和防災危機管理課長 委員がおっしゃるとおり、ほかの団員と同じです。

○仲委員長 他に質疑はございますか。

○小川委員 ちょっと分かんないやけど教えてください。普通の消防団員と非常勤の消防団員って、これ、どう違うのかなと思って。消防団はみんな非常勤じゃないのかなと思うんですけど、どう違うんですか。

○大和防災危機管理課長 消防団員は全ての職員が非常勤の職員になりますけれども、今回、制定といいますか改正しております機能別団員につきましては、消火

訓練などを行うというのが基本的な団員なんですけれども、今回設けようとしておる機能別団員は、ドローンの技術を持った団員に入っていて、その技術をもって消防団の組織力を強化していきたいと、そのようなことで、その技術に特化した団員を消防団員として加入促進していきたいという制度でございます。

○仲委員長 他に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしといたします。

続きまして、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算の議決について、説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長 それでは、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち当課に係る分につきまして、補正予算書及び予算説明書により御説明いたします。

説明書の8ページを御覧ください。

中ほどにあります繰越明許費の変更でございます。

2款総務費、1項総務管理費、津波避難タワー整備事業につきまして、変更前2,078万円を変更後2,201万円に変更するものでございます。

12月補正で計上させていただきました旧矢浜保育園の測量登記業務委託料123万円につきまして、当初6年度中に測量登記を終える見込みでしたが、用地測量、登記及び国からの畦畔払下げに時間を要し、年度内の完成が見込めないことから、測量登記業務を令和6年度後半から令和7年度にかけて実施いたしたく変更させていただいております。

以上で当課に係る補正予算説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○仲委員長 補正予算第11号の説明は以上でございます。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしといたします。

続いて、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について、説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長 それでは、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち防災危機管理課に係る分について御説明いたします。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

予算説明書の22、23ページを御覧ください。

12款分担金及び負担金、2項分担金、1目総務費分担金219万5,000円につきましては、災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金で、中部電力からの事業費の2分の1の分担金でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料のうち、行政財産使用料（防災危機管理課）4,000円につきましては、中電電柱敷地の使用料でございます。

次に、32、33ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、5目消防費委託金、1節水防費委託金150万6,000円につきましては、三重県管理の水門等の点検管理に関し三重県より交付されるもので、水防事業に充当されております。

次に、38、39ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、説明欄下から6番目のDONET負担金99万3,000円につきましては、古江陸上局周辺の陸上部から浅瀬のケーブル管理業務に係る負担金であり、国立研究開発法人防災科学技術研究所から依頼を受け、防災危機管理課と商工観光課で分担して実施するものでございます。

次に、8節消防費雑入439万1,000円につきましては、消防団員退職報償金収入438万円で、消防団員等公務災害補償等共済基金から交付されるもので、消防団員の退職金に充当するものです。

消防団員福祉共済制度事務費等収入1万円は、同じく共済基金から事務費として交付されます。

消防団車両関連返戻金1,000円は、消防団車両の廃車に伴う返戻金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算説明書の70、71ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目防災費、本年度予算額4,411万9,000円でございます。

細目防災訓練経費62万3,000円でございますが、事業内容としましては、市民の防災意識の高揚と自主防災活動の促進を図り、防災を日常化することを目的に、尾鷲市防災関係機関合同災害対処訓練や尾鷲市総合防災訓練の実施、また、防災フェアの開催による啓発活動を行う事業経費でございます。

次に、細目自主防災組織整備事業 550万9,000円でございます。事業内容としましては、市民の安全安心を向上させるため、災害時に備えた避難経路の確保や自主防災活動を積極的に取り組むことを目指した事業経費でございます。主なものとしまして、10節需用費の修繕料 360万円は、避難路簡易修繕料でございます。

ここで、避難路簡易修繕について、主要施策の予算概要により、担当から説明いたします。

○久保防災危機管理課主事      それでは、主要施策の予算概要 17 ページを御覧ください。

避難路簡易修繕事業について説明いたします。

本市では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、十数分で津波が来襲することが予想されており、被害を最小限に抑えるためには想定にとらわれない率先避難が求められますが、住宅密集地を通る急な階段や坂道を通らなければならない箇所も多く、安全で迅速な避難が困難な地区も多いことから、避難路修繕を行い、避難の安全性を確保することを目的とします。

なお、事業費は、一般財源 60万円、その他特定財源、ふるさと応援基金繰入金 300万円です。

以上で、避難路簡易修繕事業についての説明を終わります。

○大和防災危機管理課長      予算説明書にお戻りいただきまして、72、73 ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金の補助金 150万円は、尾鷲市地域防災力向上補助金でございます。

ここで、尾鷲市地域防災力向上補助金について、主要施策の予算概要により、担当から説明いたします。

○山本防災危機管理課主任      それでは、尾鷲市地域防災力向上補助金の事業概要について御説明いたします。

主要施策の予算概要 18 ページを御覧ください。

近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震や、増加傾向にある集中豪雨や台風などの災害による被害を最小限に抑えるためには、地域における自助、共助の取組の活性化が欠かせません。

そこで、地域における防災体制及び防災対策の充実強化を図るため、市内の自主防災組織等が実施する減災を目的とした事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付

いたします。

補助率は事業費の3分の2で、1団体につき10万円が上限です。

なお、事業費は、一般財源20万円、その他特定財源、ふるさと応援基金繰入金130万円です。

説明は以上です。

○大和防災危機管理課長 予算説明書の72、73ページにお戻りください。

細目防災危機管理課維持管理経費2,492万4,000円でございます。事業内容につきましては、災害時に重要な警報などの防災情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、防災メール、エリアワンセグなどを運用しております。これらを活用して市民自ら避難行動などの判断を的確に行うことで被害が最小限となることから、減災対策につなげるため、これらのシステムの維持管理や更新などを実施する事業経費でございます。

主なものといたしまして、10節需用費564万4,000円のうち光熱水費446万2,000円で、このうち368万4,000円が防災センター電気代でございます。

12節委託料1,778万6,000円のうち、防災行政無線保守点検業務委託料は366万円、土砂災害情報相互通報システム保守点検業務委託料は330万円、エリアワンセグシステム保守料は880万円でございます。

次に、細目防災対策費1,306万3,000円でございます。事業内容につきましては、様々な防災・減災対策を実施する事業経費でございます。

10節需用費、消耗品費382万8,000円は、公的備蓄品の確保として、アルファ米、保存水、粉ミルクなどの公的備蓄品購入費が主なものでございます。

12節委託料、危険木伐採業務委託料439万2,000円は、歳入にもございましたが、災害からライフラインを守る事前伐採事業で、中部電力から事業費の2分の1と森と緑の県民税で2分の1とで台風等から市民生活を守るための事前伐採事業を実施するものでございます。

14節工事請負費93万8,000円は、エリアワンセグのアンテナ取付工事費でございます。

ページをおめくりいただきまして、74、75ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金280万7,000円のうち、三重県防災行政無線運営協議会負担金94万5,000円と、三重県防災航空隊運営費負担金180万円が主なもので、県内各市町から県事業への負担金でございます。

次に、予算説明書の78、79ページを御覧ください。

14目諸費、細目総務管理費負担金のうち当課分といたしましては、説明欄一番上の紀北危険物安全協会負担金1万円、尾鷲地区防犯協会負担金99万7,000円、暴力追放推進会議負担金4万円、津波予測・伝達システム負担金9万3,000円でございます。

次に、総務管理費補助金12万円は尾鷲市防犯委員会補助金で、これは、市内8地区から成る防犯委員会の運営費でございます。

次に、184、185ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1日常備消防費5億2,533万6,000円で、その内訳といたしましては、三重紀北消防組合負担金として5億2,386万6,000円、消防救急デジタル無線共通波設備負担金147万円でございます。

次に、2目非常備消防費、本年度予算額5,019万1,000円でございます。

細目消防団員活動費2,941万円でございますが、事業内容につきましては、消防団の日常的な訓練等の事業経費でございます。

1節報酬1,773万8,000円は、団員の訓練手当など、各手当でございます。

4節共済費469万9,000円は、災害補償等共済基金に係る掛金でございます。

7節報償費438万円は、消防団員の退職報償金でございます。

次に、細目非常備消防一般事務費2,078万1,000円でございます。事業内容につきましては、消防団員の活動に際しての安全管理を目的に、各団に配備している小型動力ポンプ付積載車の更新整備や、各分団詰所の資機材等の管理を行う事業経費でございます。

10節需用費764万8,000円のうち消耗品費552万6,000円で、主な内容は、経年劣化に伴う消火栓格納箱用ホース263本の購入費491万8,000円でございます。

修繕料129万8,000円につきましては、消防団車両10台分の車検整備代でございます。

ページをおめくりいただき、186、187ページを御覧ください。

11節役務費116万5,000円のうち浄化槽保守点検等手数料75万円は、分団詰所の保守点検、法定検査、清掃手数料でございます。

17節備品購入費1,094万円は、第14分団、曾根地区の小型動力ポンプ付軽積載車購入費995万8,000円、ドローン購入費98万2,000円ござい

ます。

18節負担金53万円は、消防協会紀北支会への負担金、防災ドローンパイロット受講負担金でございます。

ここで、消防団ドローン隊の発足及びドローン配備事業について、主要施策の予算概要により、担当から説明いたします。

○坪田防災危機管理課主査　それでは、主要施策の予算概要について説明させていただきます。

主要施策の予算概要79ページを御覧ください。

消防団ドローン隊の発足及びドローン配備事業についてです。

地震、台風、洪水、土砂災害などの大規模災害が発生した際には、広範囲にわたる被害状況の早急な把握と、人力では到達が困難な危険地域での情報収集が必要不可欠です。ドローン隊を発足し、ドローンを配備活用することで、従来の方法では困難だった現場の俯瞰的な状況確認や被災者の捜索活動を効率化し、救助活動の迅速化を図ります。また、被害状況の正確な把握により、復旧活動の円滑な計画立案や住民の安全確保に寄与します。

予算額は98万2,000円であり、財源内訳については、その他特定財源、ふるさと応援基金繰入金98万2,000円となります。

以上で説明を終わります。

○大和防災危機管理課長　予算書186、187ページにお戻りください。

3目水防費、本年度予算額153万4,000円でございます。

水防事業につきましては主に、市内にあります三重県管理の105か所の防潮扉や、樋門、水門などの点検管理を行う事業で、県支出金150万6,000円の水防費委託金が充当されております。

防災危機管理課に係る分についての説明は以上でございます。よろしく御審議、お願いいたします。

○仲委員長　議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決の説明は以上でございます。

質疑はございますか。

○中村（レ）委員　73ページで、危険木がもう予算439万2,000円って出ているんですけども、これ、出ているということはもう場所が決まっているということですね。これってどこですか。

○大和防災危機管理課長　この予算の根拠といたしましては、市内の中で須賀利

地区のほうを検討しております。ほかの場所も検討しておりましたが、輪内地区のほうは割とループになっておる、そういった中で、須賀利が一番優先度が高いというふうなことで、今のところそのように予算計上させていただきました。

○中村（レ）委員 それは分かりました。

次、185ページの消耗品費で、ホースの入替えが491万8,000円、今度予算化されるって書いてあるんですけども、この前の消防のトップだった方の講演で、口径の小ぢやかなホースに替えると、女性でも誰でも使えて非常に、消防車のポンプ車よりホースのほうで、実際の災害時の火を消すときにはそっちのほうで大事やということをお伺いして、そのときに、ホースを今後新しく替えるんやったら、女性で使えるようなちっちゃな口径のホースに替えたほうがいと助言いただいたと思うんですけども、今回のホースはどういうホースを、これ、490万で購入されていけますか。

○大和防災危機管理課長 ホースの更新につきましては、令和6年度、今年度から3か年でということを進めておるもので、既存のホースが現在経年劣化によって買換えが必要というふうなことから、来年度につきましては2か年目ということで、今あるホースの変更でございます。委員御指摘の細いホースへのということも頭にはございますが、そういったことは、今回の更新については既存のものの更新ということで進めさせていただきたいと思っております。

○中村（レ）委員 この前の講演でもあったと思うんですけども、女性だけでなく、高齢化してくると男性の人でも、今のホースの口径では扱いにくいということで、口径の小ぢやかなホースにすると誰でもが使えるから、ちっちゃな口径のホースにするとホース自体の持ち運びも非常に楽で誰でも使えるというところを言っていたと思うんですけども、既存のホースをそのまま替えるというのは、そういうホースがあるって分かっている以上、誰でも使えるホースにするべきやと思うんですけども、なぜ既存のまんま、何でも既存のまんま既存のまんまでやっていけるんですか。

○大和防災危機管理課長 口径を細いものにするというメリットも認識しております。その場合に、また口径を絞る機材が必要だと思うんですけども、それについては今後検討していきたいと思っております。

○濱中副委員長 実際放水訓練に行った先ではもう、軽い、高齢者でも取扱いがよくて女性にも無理のないものを使っている消防団が出てきていますよね。そういったところから意見というのは聞かれないんですか、ホースを取り替えるのに、今

までのままでよいのか。実際使っているところがないなら仕方ないけれども、実際そうやって交換されていっているところが出てきておりますので、そういったあたりの意見聴取、細かくやっていただければと思うんですけどどうなんですか。

○大和防災危機管理課長 意見ということで、消防団員の方にも伺いながら、消防署にも相談しながら進めておりました、今後は細いということも、検討の中でも話がございましたが、口径を細くすることについては今後検討していきたいというふうに思っております。

○中村（レ）委員 それこそ、東北でも一緒なんですけれども、喫緊の課題として、これだけ雨がすごく続いたり乾燥がすごい続いたりという、もう異常気象が普通気象になっていくようなときに、検討するじゃなくて、実際にもうやっていてそれが成果が出ているって分かっているんですから、早急に導入を実施してください。これ、予算ばっかりつけて、実際には使い物になれへんものを予算立てていくということがおかしいので、予算を立てるときにはちゃんと、次にどういうことをするというのを、ここでこういうことを言われぬような予算立てで必ず持ってきてください。お願いします。

○大和防災危機管理課長 委員御指摘のようなことを十分検討した中で、ホースにつきましても、消防署、消防団と十分協議して進めていきます。

○濱中副委員長 これ、一回ホースを替えると何年ぐらいで更新していますか。

○大和防災危機管理課長 ホースの保存状況によって、目視をしながらといいますか、していく形になろうかと思えます。今回は、市内全域、相当交換をしていなかったということもありまして、6年度から3か年で全体のホースを交換させていただいております。

○濱中副委員長 だから、その相当替えていないというのは分かっておるので、何年なんですか、前回替えてから今まで何年なんですかって聞いておるんです。ばらばらがあるとは思いますが、ある程度、目安があると思うんですよ。例えば10年で替えるものなのか、50年ほってあったのかという、そんな漠としたものでいいので、何年ぐらい、今替えたら次替えるまで空くのかなというのが知りたいので、そこを。

○大和防災危機管理課長 10年ないし20年程度になろうかと思えます。

○中村（レ）委員 20年替えないなら口径の小ちゃいのにしてください。だって、もうどんどん高齢化が進んでいくわけですよ。これから20年そんな大きな口径で振り回されて使い物になれへんようなホースを入れるんじゃないかと、今から高

齢者にでも楽に使えるように今変えやなどうするんですか。何でも今までどおりでええというわけではないので、せっかく予算を立てているんやったら違うものを入れてください。口径がちっちゃくて今から10年20年使えるものを入れてください。お願いします。

- 大和防災危機管理課長 常備消防、消防署のほうも使用することもありますので、その兼ね合いもございまして、消防と検討しながら、どのような形が一番望ましいものか、今後調整していきます。
- 岩澤委員 予算書の187ページ、備品購入費の中の98万2,000円、ドローンなんですけれども、これは台数は何台で、その下のドローンパイロット受講負担金、これは講習か何かですかね、それ、何人ぐらい受けたかというのを教えてくださいませんか。
- 大和防災危機管理課長 ドローン本体につきましては1機の金額でございまして。パイロットの受講につきましては2人分を計上しております。
- 岩澤委員 ドローン1台で98万という認識でよかったですでしょうか。
- 大和防災危機管理課長 おっしゃるとおりでございまして。
- 岩澤委員 このドローンを使用する機会というのは、赤外線が搭載されているというふうに書いていたんですけれども、どのような災害のときに使用されるのかというのを教えてくださいませんか。
- 大和防災危機管理課長 大災害のときで、災害の状況がすぐに分からないような場合に一番発揮するものと考えております。
- 岩澤委員 例えば、孤立した集落とかにドローンだけ飛ばしてとかという、そのような形のイメージでしょうか。
- 大和防災危機管理課長 飛ばせる距離、ドローンの能力もありますので、どこまで使用、活用ができるものか、これから訓練の中で検証していきたいと思っております。
- 岩澤委員 予算書73ページ、エリアワンセグシステム保守料880万円となっているんですけれども、エリアワンセグの利用率というか、1台当たり幾らぐらいになってくるのかなと、毎年880万円かかってくるので。しかも、音質も画質もそこまでよくない。今のエリアワンセグを入れたのは20年ぐらい前ですかね。そこからもうちょっと新しいシステムがあるのであれば、年間880万円、1台当たり幾らぐらいかけているのかというので算出して、新しいほうだったらこのぐらいというのはできないのかなというイメージで質問しているんですけれども、利用

率とかが分かれば教えていただけますか。

○大和防災危機管理課長　　基本は全戸配布としておりますけれども、利用率ということでは調査のほうは行っておりませんが、あと、この費用のことにつきまして、日本全体の市町で、同じようなというのか、エリアワンセグシステムを入れておるところがもう唯一でございまして比べにくいところがあるんですけれども、今の各家庭に配布しております端末が、同じようなものというのは、現状ではもう市販されていないというようなことで、特注になろうかと思えます。

○岩澤委員　　今のエリアワンセグの機械から新しく、画質がよくなったり音質がよくなったりということは今後はないという形でしょうか。

○大和防災危機管理課長　　現在のものをできる限り継続して活用していきたいと。

○小川委員　　関連しまして、73ページか、最近エリアワンセグが全然映らないというところが結構あるみたいで、ほってある人が多いみたいなんですけど、一回ちょっと調査してみたらどうですかね。うちも全然映らんなんですけど、映らない人が多いみたいなので、一回調査したほうがいいと思います。

○大和防災危機管理課長　　連絡を受け次第、もう常に点検しておりますので、またそういったお声をいただきましたら点検に出向かせていただきたいと思いますので、また防災センターのほうに御連絡をよろしくお願いいたします。

○小川委員　　連絡して交換してもらってもすぐまた映らんようになっていくもんで、面倒くさいもんでほってあるというのをよく聞くので、ちゃんと一回調査したほうがいいと思います。

それと、同じく73ページの消耗品費382万8,000円、これ、アルファ化米とか水とか粉ミルク、買うって言われましたけど、この期限前になったアルファ化米とか、あと、ミルクとか水とか、それは、処分のほうはどのようにされているんですか。

○大和防災危機管理課長　　アルファ米につきましては、賞味期限が近くなったものを、試食用ということで、訓練等々でお配りしていただく、そういったことから廃棄をなくしております。

○小川委員　　今回この3種類だけですか、買い足すのは、アルファ米と水と粉ミルク。粉ミルクの場合は、これはどうしている。廃棄ですか。

○大和防災危機管理課長　　粉ミルクにつきましては、賞味期限が1年ということで直前まで保存しておりますことから、賞味期限が切れたら廃棄をしております。

○小川委員　　今、食品ロスの関係から廃棄というのはないほうがいいと思うんで

すけど、少なくとも、子ども食堂とか、ああいうところで使ってもらえるような形で、水はどうするんですか。水は廃棄ですか。

○大和防災危機管理課長 期限の切れたものにつきましては、生活用水ということで活用できるということで、そのまま保管しております。

○仲委員長 他に。

○中村（レ）委員 187ページのドローンについて、どこに配備されますか。

○大和防災危機管理課長 事務局の防災センターのほうで。

○中村（レ）委員 これの講習は誰が行くんですか。

○大和防災危機管理課長 2名になります。

○中村（レ）委員 どの所属の人が。これ、消防団へ配備されるものですよ。それが、ここの防災センター、これは、ここに置いてあるものを、これ、消防団の人がパイロットの講習へ行かれるんですか。

○大和防災危機管理課長 そのように考えております。

○仲委員長 消防団も新たにドローン隊をつくるという説明があったんやけど、今現在では詳細なあれがつけられていないと思うけど、ドローン隊の、言うたら決まりとか規定とか、多分つくられると思うんですよ。それで、それをまたつくられた時点で議会報告してほしいんですけど、委員会に。

もう一つは、ドローン1機という話があったんやけど、1機で故障したらそれで使えんもんで、今後、やはり2機3機の考え方を持っていたきたいということと、多分、災害に向けたドローンについては補助メニューがあると思うんですよ。今回はふるさと応援基金繰入金を使うておるんですけど、その補助メニューも探して、また今後補正対応、組織をきっちりすると。災害を未然に防ぐということも含めて、そこらのドローン隊の組織をきっちり今後詰めて報告をいただきたいと思うんですけど、防災危機管理課長、大丈夫ですか。

○大和防災危機管理課長 費用につきましては、現在、補助金の申請手続きをしております、つけば、10分の10が、事業費の全体が対象となりますので、それをもらえるように手続きを進めております。

○中村（レ）委員 高性能のドローンというのは必ず必要やと思うんですけども、それ以外に、ドローンってすごいいろいろタイプがあるんですけども、各消防団に向けて、小さなドローンでいいので、今後やっぱり各消防団の屯所に配備していくべきやと思うんですよ。その情報が一括でどこかに流れるように、これって、携帯でも何でも端末で取れるはずですので、大きなすごくいいドローンじゃないド

ローンのほうが実際の災害には非常に役に立つので、そこも10分の10で配備してもらえんやったら、各消防団屯所分の申請をしておいていただけたらありがたいと思うんですけども、いかがですか。

○大和防災危機管理課長 活用する人材も同時に育てながらできるだけ多く配備して、迅速な災害対応ができるような、そのような方向性で検討していきたいと思えます。

○中村（レ）委員 ドローン協会のほうが毎年きっと防災訓練にも出てきていただいている、防災用の講習も非常に、人数が集まれば安価にさせていただけるはずなんです。ですから、ドローン協会のほうと密接に連絡を取っていただいて、そやから、受講者、これ、2人でも10人でもあんまり変わらないんですよ、一回講習を開いていただくということに関して、もっとこれを多くの、もっと平たく言えば一般市民の方も講習に、非常に安く受けてもらえるようなシステムをつくっておけば、これ、本当に簡単に誰でも操作できますので、私でさえ操作できるぐらい簡単ですので、これ、ぜひ広めてください。

実際のドローンが誰にでも扱えるようになったら、特殊なものでないので、災害時に本当に、これ、役に立つんですよ。一回やってみられたら分かりますけれども、びっくりするぐらい簡単に、これ、情報が取れますので、ぜひ、この予算、最大限に活用して今後やっていっていただきたいと思えます。

○大和防災危機管理課長 そのような御意見を踏まえまして、なるべく活用する方向で検討してまいります。

○小川委員 聞き逃したか分からんですけど、2名と言いましたけど、この2名、選抜するのに、これ、選抜するのは手挙げ方式ですか。どうやって2名決めるんやろうと思って。

○大和防災危機管理課長 これから適任者を決めていきたいと思えます。

○小川委員 これ、手を挙げる方がたくさんいた場合はどうやって決めるのかなというのがありますが、その辺も考えていますか。

○大和防災危機管理課長 多くの方に手を挙げていただきたいとは思いますが、そういった中でまた相談しながら、その分団の分団長にも相談しながら進めさせていきたいと思えます。

○仲委員長 他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 以上で防災危機管理課の審査を終了いたします。御苦労さんでした。

10分間暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時19分)

(再開 午前11時29分)

○仲委員長 再開いたします。

それでは、税務課の審査に入ります。

まず、議案第12号の尾鷲市市税条例の改正について説明をお願いします。

○三鬼税務課長 税務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号、尾鷲市市税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

委員会資料の10ページを御覧ください。

地方税法におきまして、軽自動車税（種別割）の賦課期日は4月1日で、その納期は4月中において各市町村の条例で定めることとされております。ただし、特別の事情がある場合はこれと異なる納期を定めることができるとされております。

現在の本市の軽自動車税（種別割）の納期限は4月30日ではありますが、県内はもとより全国的にも5月31日を納期限としている自治体が多くなっております。

今回の改正により、本市においても納期限を5月31日とすることで、納税通知書の到達から納期限までの期間を十分に確保することにより、納税者の利便性向上が図られるとともに、賦課期日時点での軽自動車税の取得、廃車等の状況を確認できる期間を確保し、より円滑で適正な課税業務が図られると考えております。

また、2点目としまして、道路交通法の一部改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備されることに伴い、身体障がい者等に対する種別割の減免手続に必要な書類にマイナ免許証にて確認できるとする規定を追加するものでございます。

以下、軽自動車税（種別割）の納期限の変更について、主な内容を御説明申し上げます。

まず、納期限につきまして、5月31日となります。ただし、納期限が、土曜、日曜、祝日の場合は、その翌営業日が納期限となります。

次に、納税通知書の発送時期は、現在の4月中旬から5月上旬の発送となります。

次に、納税証明書（継続車検用）の有効期限につきましては、令和8年度からは令和9年5月30日まで有効となります。これは、翌年の納期限の前日までとなります。

なお、7年度の軽自動車税納税証明書の有効期限は令和8年4月29日となりますが、納期限の変更に伴い、納税証明書の有効期限に約1か月間の空白が生じることから、条例施行後、有効期限を令和8年5月31日まで延長するようシステム対応してまいります。

なお、特に現在では、軽自動車税納付確認システム、通称軽JNK Sによるオンライン運用を行っており、車検用の納税証明書は原則不要となっておりますので、書面を発行するようなケースはほとんどないかというふうに考えております。

賦課期日につきましては、これまでどおり4月1日となります。

次ページには地方税法の抜粋を記載しておりますので御参照願います。

以上のことから、軽自動車税（種別割）の納期限を5月に改正しようとするものであります。

市民への周知期間を考慮し、令和8年度からの課税分からの適用としてまいります。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○仲委員長 以上が、議案第12号の市税条例の一部改正の説明でございます。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしといたします。

続きまして、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決について、説明をお願いいたします。

○三鬼税務課長 それでは、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてのうち税務課に関する部分について、補正予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

歳入、1款市税、補正前の額17億7,573万2,000円に対し8,622万9,000円の増額補正を行い、予算現額を18億6,196万1,000円とするものでございます。

今回の市税の補正につきましては、12月末の各税の調定及び収入状況等を基に、年度末の収入見込みを精査し、所要の補正を行うものであります。

詳細につきましては委員会資料で御説明いたします。

1ページを御覧ください。

御覧のとおり、補正計上しておりますのは全て現年課税分で、各税目において増

額となっております。

まず市民税につきましては、個人、法人とも増額となっており、特に個人市民税におきまして、3,734万5,000円の増額補正を計上しております。主な増額要因としましては、令和6年度当初予算の算定において、経年動向による所得割などの減収を見込んでおりましたが、一部分離所得等において見込みを上回ったことなどから、最終的な税収見込みにおいて増額補正となりました。

法人市民税におきましては、法人の減収見込みが想定を下回ったこと、企業決算による確定申告や予定申告に伴う中間納付などの増収により補正増となっております。

次に、固定資産税2,399万9,000円の増額は、本年度は評価替え年度であったことからこれまでのように減収幅が大きくなる傾向を見込んでおりましたが、土地、家屋ともに、想定より減少が少なかったことが主な要因でございます。

続きまして、軽自動車税は、環境性能割、種別割とも最終見込額が当初予算額を若干上回ることから、それぞれ増額補正を行うものであります。

たばこ税659万1,000円の増額につきましては、販売本数の減少見込みが少なかったことによる増額でございます。

最下段、都市計画税97万1,000円の増額は、固定資産税と同様の要因によるものでございます。

以上、市税合計で8,622万9,000円の増額補正となります。

続きまして、補正予算書の16、17ページにお戻りください。

14款2項1目総務費国庫補助金の減額は、1節総務費補助金、最下段の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,197万6,000円の減額でございます。

主な内容につきましては、歳出にて御説明いたします。

28、29ページを御覧ください。

2款2項1目税務総務費の減額は、細目定額減税補足給付金給付事業7,197万6,000円の減額となります。本事業は全額国費充当のため、歳入歳出同額の減額となり、各節別の補正額は御覧のとおりとなります。

本事業につきましては昨年の行政常任委員会にて御説明いたしましたので詳細は割愛させていただきますが、昨年10月末までに定額減税し切れないと見込まれる納税者の方を対象に調整給付金が支給されております。

支給実績を申し上げますと、対象者が2,864人、1億1,239万円に対し、実際に申請され支給を受けられた方は2,708人、1億815万円でありました。

対象者ベースでは94.6%、金額ベースでは96.2%の支給率というふうな結果になっております。

また、令和6年分の所得税額や定額減税の実績額が確定した後、調整給付額に不足が生じる場合は不足額給付という形で追加支給されることとされており、当初この二つの給付金を合算して先ほどの事業として計上するように国から指示があったことから補正前の額を予算計上しておりました。ただし、現段階においても、不足額給付に関して、内閣府から事務処理基準等の詳細が公表されておられません。今年度内に不足額給付に係る予算の精査が困難であるということで、今回の補正予算について、調整給付額の支給差額と不足額給付分の一旦全額を減額し、令和7年度において改めて補正計上させていただくこととなり、このような減額予算となっております。

県下各市町におきましても同様に来年度補正予算で対応すると聞いており、今後、国からの情報が届き次第、早期に予算計上してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○仲委員長 以上が、議案第26号の補正予算の説明でございます。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしといたします。

続きまして、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決について、説明をお願いいたします。

○三鬼税務課長 それでは、引き続き、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち税務課に関する部分について、予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

この表は、歳入、1款市税につきまして、税目ごとに、令和7年度当初予算と前年度との比較または増減の主な理由を記載しております。こちらの資料に沿って御説明いたします。

まず、1款市民税、1目個人市民税の現年課税分につきましては6億5,712万8,000円で、前年度と比較して5,173万5,000円、約8.5%の増額を見込んでおります。

増額の主な理由といたしましては、課税人口の減少に伴う均等割額の減少傾向は続くものの、所得割額は、令和6年度の課税状況をはじめ直近の状況を勘案すると、

減少幅は比較的小さくなるものと見込まれます。また、令和6年度には定額減税が実施され、約5,700万円の減収となったことから、前年度比較では大幅な増額となっております。

次に、2目法人市民税の現年課税分は1億733万1,000円で、前年度と比較して392万1,000円、3.5%の減を見込んでおります。これは、主要事業所の決算見込みに基づく法人税割において減少が予想されることに加え、均等割においても事業所数の減少が見込まれるためであります。

次に、2項1目固定資産税、現年課税分は7億6,111万3,000円で、前年度と比較して3,463万9,000円、4.8%の増額を見込んでおります。資料に記載のとおり、令和6年度、評価替え年度であったことから、土地・家屋課税分とも一定の減少を見込んでおりましたが、家屋課税分におきまして国の評価基準が見直されたことで減少幅が想定を下回ったことに加え、来年度は、家屋、償却資産において増加が見込まれることなどから増収を見込んでおります。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、市内に所在する国や地方公共団体などの施設に係る固定資産税相当額を交付金として受領するものでありますが、地価下落の影響等から16万5,000円の減額となっております。

3項軽自動車税につきましては、1目環境性能割は新規登録台数の増加見込みから27万2,000円の増、2目種別割、現年課税分は、原付、二輪車は減少傾向にあるものの、軽四輪の増加が見込まれることから、163万3,000円の増額となっております。軽自動車税全体で、前年度比195万円、3.1%の増額となっております。

次に、4項1目市たばこ税は1億3,501万6,000円で、令和6年度の販売本数推移から、189万3,000円、1.4%の減を見込んでおります。

5項1目都市計画税、現年課税分は1億998万1,000円で、前年度と比較して200万6,000円、1.9%の増収を見込んでおります。固定資産税と同様に、評価替えに伴う減収が想定より少なかったことなどが主な要因となります。

なお、各税の滞納繰越分は、過年度分の徴収状況と、新たに発生する滞納額の見込みを勘案し、それぞれ計上しております。

令和7年度当初予算の市税合計は、最下段の総計欄に記載のとおり18億6,029万2,000円で、令和6年度と比較して8,456万円、4.8%の増額となります。

なお、この増額の中には、先ほど申しあげました令和6年度個人市民税の定額減税による減収分が含まれておりますので、この分を差し引きますと約2,800万円の増額となっております。

歳入のうち市税についての説明は以上となります。

続きまして、予算書の24、25ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目1節総務手数料のうち税務課分は、説明欄の上から5番目の税務証明手数料46万円で、これは、税務関連の各種証明書発行手数料であります。

次に、予算書32、33ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税費委託金2,224万1,000円は、個人県民税徴収取扱交付金で、県民税の徴収事務に係る県からの交付金であります。

次に、予算書36、37ページを御覧ください。

20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目1節延滞金340万円は、前年度と同額で市税の延滞金であります。

次ページ、38、39ページを御覧ください。

5項1目雑入、1節滞納処分費22万7,000円は、滞納処分の際に必要な各種手数料などの費用に対する納税義務者からの費用弁償による収入があった場合を想定し計上しております。

2節総務費雑入のうち税務課分としましては、上から8番目のコピー使用料2,000円と、その下の納付書等共同印刷負担金196万円であります。納付書等共同印刷負担金は、納付書の印刷費用のうち、国保特別会計、後期高齢者特別会計からの応分の負担金でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書78、79ページを御覧ください。

2款2項1目税務総務費のうち人件費を除く税務課に係る歳出につきましては、79ページ下段、細目賦課事務費3,615万4,000円であります。これは、市税の賦課業務関連の事務経費で、前年度と比べて11万3,000円の減となっております。

賦課事務費の主なものについて御説明いたします。

10節需用費389万円は、事務用品の消耗品費並びに印刷製本費でございます。

12節委託料1,732万2,000円は、現況地番図等の異動修正等の業務や納

税通知書作成業務など、例年賦課業務に必要となる業務委託料でございます。

次ページ、80、81ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料244万9,000円の主なものは、地方税電子申告審査システム等ASPサービス利用料が225万7,000円で、eLTA X、電子申告等に係る地方税共同機構へ支払う利用料でございます。

18節負担金、補助及び交付金170万6,000円は、各種協議会への負担金や会費などでございます。

22節償還金、利子及び割引料は、市税の過年度還付金及び還付加算金800万円でございます。

続きまして、2目賦課徴収費について御説明いたします。

細目徴収事務経費760万7,000円は、市税の徴収業務に係る事務経費であります。

10節需用費131万7,000円は、納付書、封筒等に係る印刷製本費が主なもので、11節役務費233万6,000円につきましては、督促状、催告書などの郵送経費が主なものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は389万3,000円で、三重地方税管理回収機構負担金が341万7,000円、共通納税手数料負担金45万6,000円は、地方税共通納税システム利用に伴う、地方税共同機構への負担金でございます。

令和7年度一般会計当初予算の説明は以上でございます。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○仲委員長 以上が、議案第21号の令和7年度尾鷲市一般会計予算の説明でございます。

質疑はございますか。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑がございませんのでこれで税務課を終了いたします。御苦労さんでした。

昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時から。

(休憩 午前11時49分)

(再開 午後 0時57分)

○仲委員長 再開いたします。

昼からの説明については、市長は所用のため出席いたしません。御了解をくださ

い。

それでは、市民サービス課を始めます。

まず、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算の議決について、説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 市民サービス課です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第26号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてのうち市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和6年度一般会計補正予算書（第11号）及び予算説明書の16ページ、17ページを御覧ください。

歳入でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正額738万4,000円を増額し、8億8,899万4,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金の国保基盤安定負担金の140万8,000円の増額は、額の確定に伴う増額でございます。

次ページ、18ページ、19ページを御覧ください。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、補正額930万1,000円を増額し、3億9,508万1,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金の国保基盤安定負担金の797万6,000円の増額と、後期高齢者基盤安定負担金266万7,000円の減額で、どちらも額確定に伴う増減でございます。

次ページ、20ページ、21ページを御覧ください。

3項委託金、1目総務費委託金は、補正額881万円を減額し、3,834万7,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、1節総務管理費委託金の人権啓発活動事業委託金8万7,000円の減額でございます。県の委託事業として実施いたしました人権講演会に係る委託金の確定に伴う減額でございます。

次ページ、22ページ、23ページを御覧ください。

20款諸収入、5項1目雑入は、補正額1,862万3,000円を減額し、1億5,071万2,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、4節衛生費雑入の折橋墓地移転事業に伴う補償金1,064万1,000円の減額で、今年度実施いたしました小原野墓園のトイレ整備について、工事

費の全額のほうを公共補償として対象にさせていただくよう県と協議を重ねてまいりましたけれども、最終的にトイレにつきましては、建築物ということであるため減耗分を控除することが適当であるとの県の見解を受け、工事費確定額の20%に当たる193万1,629円を補償額と確定するものでございます。

続きまして歳出でございます。

26ページ、27ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティーセンター費は、補正額55万6,000円を減額し、4,158万8,000円とするものでございます。集落支援員事業の報償費39万2,000円の減額は、三木里地区の実施予定の専門家の招聘において招聘回数の減に伴うもので、需用費の燃料費16万4,000円の減額は、三木里地区で予定しておりました交通弱者の移動支援の実施を見送ったことによるものでございます。

続きまして、38ページ、39ページを御覧ください。

4款衛生費、3項環境衛生費、5目墓地管理費は、337万7,000円を減額し、1,749万2,000円とするものでございます。折橋墓地移転に伴うトイレ等新築工事の事業費確定に伴うものでございます。

議案第26号についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○仲委員長 以上が、議案第26号の令和6年度補正予算の説明であります。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしといたします。

続きまして、議案第27号、国保、議案第28号の後期高齢者、一括して説明ください。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第27号、令和6年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の議決についてにつきまして御説明申し上げます。

予算書の55ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,534万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,060万6,000円とするものでございます。

62ページ、63ページを御覧ください。

まず歳入でございます。

第1款国民健康保険税につきましては、税務課のほうから御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 歳入、1款1項国民健康保険税は、補正前の額2億8,785万1,000円に対して2,108万6,000円を増額補正し、予算現額を3億893万7,000円とするものであります。これは、12月末調定及び収入状況等を基に、年度末の収入見込みを精査した上で所要の補正を行うものであります。

詳細につきましては委員会資料で御説明いたします。

資料の4ページを御覧ください。

1目一般国民健康保険税の各節ごとに、予算現額、補正額、最終見込額をまとめた表であります。最終見込額の精査により、現年課税分では全ての節において増額見込み、滞納繰越分では減額見込みとなっており、差引きで2,108万6,000円の増額となっております。現年課税分の所得割などが見込みより増加したことが主な要因でございます。

市民サービス課と交代します。

○湯浅市民サービス課長 それでは、補正予算書にお戻りいただき、62ページ、63ページを御覧ください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、補正額51万9,000円を減額し、16億4,203万8,000円とするものでございます。特別交付金51万9,000円の減額は、額確定によるもの及びマイナンバーと保険証の一体化に伴うシステム改修費に関する特別交付金が国庫補助金に移行したことに伴う減額でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、補正額7,000円を追加し8,000円とするもので、国保財政調整基金の運用収入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、補正額1,251万3,000円を追加し2億220万7,000円とするもので、額確定に伴う増額でございます。

6款諸収入、2項雑入、1目一般分第三者納付金は、補正額189万3,000円を減額し、10万7,000円とするものでございます。第三者行為件数が当初見込みより少ないため、今年度見込み数値を修正したことによる減額でございます。

次ページ、64ページ、65ページを御覧ください。

7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、補正額414万7,000円を増額するもので、マイナンバーと保険証の一体化に伴うシステム改修費が県特別交付金から国庫補助金に移行したことに伴う

増額でございます。

続きまして歳出でございます。

次ページ、66ページ、67ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、補正額16万5,000円を減額し5,762万6,000円とするもので、システム改修業務委託料の額確定によるものでございます。

5款1項保健事業費、1目疾病予防費は、補正額40万8,000円を減額し479万8,000円とするもので、レセプト点検業務委託料の額確定によるものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費につきましては、補正額22万円を減額し2,076万9,000円とするものでございまして、特定健診受診率向上対策委託料の額確定によるものでございます。

6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、補正額3,613万4,000円を追加し、5,330万6,000円とするものでございます。

それでは、市民サービス課委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立金が3,613万4,000円となり、国保財政調整基金の令和6年度末残高は2億961万4,000円となる見込みでございます。

議案第27号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第28号、令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）の議決についてにつきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の69ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,828万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,629万4,000円とするものでございます。

補正予算書の76ページ、77ページを御覧ください。

まず歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 歳入、1款1項後期高齢者医療保険料は、補正前の額2億5,024万4,000円に対して80万円を減額し、予算現額を2億4,944万4,000円とするものであります。これは、12月末保険料調定及び収入状況等を基に、

年度末の収入見込みを精査した上で所要の補正を行うものであります。

詳細につきまして、委員会資料の7ページを御覧ください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収、1節現年課税分は520万3,000円の減額、2目普通徴収、1節現年課税分は440万3,000円の増額補正を行い、後期高齢者医療保険料全体で80万円の減額とするものであります。

増減の主な理由といたしましては、資料に記載のとおり、既加入で特別徴収されている方が、転出、死亡等の原因により減少する一方、後期高齢者医療保険料への移行の際、新規加入者は一旦普通徴収となることから、一時的に普通徴収にて納付される方が増加したことによるものでございます。

市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長      それでは、補正予算書にお戻りいただき、76ページ、77ページを御覧ください。

2款1項1目繰入金は、補正額446万3,000円を減額し、4億5,601万6,000円とするものでございます。三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金額の変更等に伴う一般会計からの繰入額の減額でございます。

4款諸収入、3項1目雑入は、補正額2,355万2,000円を増額し2,374万3,000円とするもので、三重県後期高齢者医療広域連合からの療養給付費市町負担金の前年度精算金でございます。

続きまして歳出でございます。

次ページ、78ページ、79ページを御覧ください。

2款1項1目広域連合負担金は、補正額526万3,000円を減額し、7億121万6,000円とするものでございます。負担金、補助及び交付金526万3,000円の減額は、三重県後期高齢者医療広域連合に対する市負担金の額の変更によるものでございます。

続きまして、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額2,355万2,000円を増額し、2,418万円とするものでございます。前年度精算金の一般会計への返還金でございます。

議案第28号についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○仲委員長      国民健康保険事業特別会計の補正予算、後期高齢者医療事業の補正予算の説明は以上であります。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしといたします。

続きまして、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和7年度一般会計予算書及び予算説明書の20ページ、21ページを御覧ください。

まず歳入でございます。

11款1項1目交通安全対策特別交付金は、本年度予算額100万円でございます。

次ページ、22ページ、23ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料135万8,000円のうち市民サービス課に係るものにつきましては、コミュニティーセンター使用料52万6,000円、行政財産使用料3,000円でございます。行政財産使用料につきましては、電柱敷地等の使用料でございます。

続きまして、3目衛生使用料、2節環境衛生使用料413万7,000円の内訳といたしましては、斎場使用料363万7,000円、墓園永代使用料47万4,000円、行政財産使用料2万6,000円でございます。

次ページ、24ページ、25ページを御覧ください。

2項手数料、1目1節総務手数料640万2,000円のうち市民サービス課に係る主なものといたしましては、戸籍手数料372万5,000円、住民票手数料121万9,000円、証明関係手数料94万3,000円でございます。

2目衛生手数料、3節畜犬関係手数料48万円の内訳は、畜犬登録手数料が15万円、予防注射接種手数料が33万円でございます。

次ページ、26ページ、27ページを御覧ください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度予算額9億2,716万7,000円のうち市民サービス課に係るものにつきましては、1節社会福祉費負担金のうち、国保基盤安定負担金1,622万4,000円でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度予算額9,281万1,000円のうち市民サービス課に係るものにつきましては、1節総務費補助金のうち、社

会保障・税番号制度システム整備費補助金 728万4,000円、個人番号カード交付事務費補助金 1,401万1,000円でございます。

次ページ、28ページ、29ページを御覧ください。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度予算額 25万6,000円は、自衛官募集事務交付金 3万3,000円、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金 22万3,000円でございます。

続きまして、2目民生費委託金、本年度予算額 375万3,000円のうち市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費委託金の基礎年金事務費交付金 353万3,000円、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金 11万9,000円でございます。

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、本年度予算額 3億8,765万7,000円のうち市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金のうち、国保基盤安定負担金 5,537万8,000円及び後期高齢者基盤安定負担金 8,463万5,000円でございます。

32ページ、33ページを御覧ください。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度予算額 7,613万1,000円のうち市民サービス課に係るものとしたしましては、1節総務管理費委託金の人口動態調査費交付金 1万2,000円、人権啓発活動事業委託金 4万8,000円でございます。

38ページ、39ページを御覧ください。

20款諸収入、5項1目雑入、本年度予算額 1億5,010万1,000円のうち市民サービス課に係るものとしたしましては、2節総務費雑入のうち、尾鷲市自治会連合会コピー使用料 1万円、コピー使用料 3万7,000円、集会所電気等使用料 1,000円でございます。

4節衛生費雑入は、折橋墓地移転事業に伴う補償金 77万8,000円、巡回狂犬病予防接種料 51万3,000円でございます。

続きまして歳出でございます。

66ページ、67ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費は、本年度予算額 394万3,000円、前年度予算額に対しまして 21万6,000円の減少でございます。財源内訳の特定財源 43万8,000円につきましては、交通安全対策基金の繰入金でございます。

交通安全啓発事業 43万8,000円のうち主なものとしたしましては、尾鷲市

交通安全対策協議会の負担金 22 万円でございます。

続きまして、交通安全施設整備事業 350 万 5,000 円のうち主なものとしたしましては、需用費の修繕料 150 万円がカーブミラーの修繕料、工事請負費 199 万円が通学路のカラー舗装等に係る工事請負費でございます。

7 目センター費は、本年度予算額 5,292 万 7,000 円、前年度予算額に対しまして 898 万 4,000 円の増加でございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、一般事務経費 37 万 6,000 円でございます。主なものとしたしましては、役務費の通信運搬費 26 万 4,000 円で、電話料金等でございます。

次ページ、68 ページ、69 ページを御覧ください。

9 目生活相談費は、本年度予算額 128 万 8,000 円、前年度予算額に対しまして 9 万 7,000 円の減少でございます。特定財源は、国庫支出金 3 万 3,000 円及びその他特定財源 1 万円でございます。

市民相談経費 87 万 3,000 円のうち主なものとしたしましては、報償費 63 万円が無料法律相談の 2 名の弁護士料でございます。

続きまして、空家等対策事業 41 万 5,000 円のうち主なものとしたしましては、空家等審議会委員の報酬が 10 万円、委員等への旅費の 18 万 5,000 円でございます。

次ページ、70 ページ、71 ページを御覧ください。

11 目人権啓発推進費は、本年度予算額 54 万 6,000 円、前年度予算額に対しまして 13 万 8,000 円の減少でございます。特定財源は、国県支出金 4 万 8,000 円でございます。

費用の主なものとしたしましては、県の委託事業として実施する人権研修会の委託料 4 万 9,000 円のほか、熊野人権擁護委員協議会の負担金 25 万円などでございます。

74 ページ、75 ページを御覧ください。

13 目コミュニティーセンター費は、本年度予算額 3,373 万 1,000 円、前年度予算額に対しまして 181 万 3,000 円の減少でございます。特定財源のその他特定財源 202 万 9,000 円は、コミュニティーセンター使用料及びふるさと応援基金の基金繰入金でございます。

コミュニティーセンター管理経費は 1,939 万 7,000 円で、主なものとしたしまして、需用費の光熱水費が 700 万円、備品購入費 463 万 5,000 円は、各コミュニティーセンターの AED の機器更新等によるものでございます。

コミュニティーセンター活動経費 207万5,000円の内容につきましては、主なものといたしまして、報償費、152万5,000円の講師謝礼でございます。次ページ、76ページ、77ページを御覧ください。

集落支援員事業は1,225万9,000円で、主なものといたしましては報償費1,104万円で、九鬼、三木浦、三木里、梶賀、向井、須賀利の6地区の支援員等への報償費でございます。

14目諸費は、本年度予算額1,047万7,000円、前年度予算額に対しまして386万8,000円の減少でございます。その他特定財源1,000円は、集会所電気使用料でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、集会所関係経費41万8,000円は、各集会所の管理に係る経費でございます。主なものといたしましては、役務費の浄化槽保守点検等手数料28万2,000円などでございます。

続きまして、防犯灯整備事業は870万9,000円で、主なものといたしまして、需用費の光熱水費750万円で防犯灯の電気料金でございます。

82ページ、83ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、本年度予算額7,592万4,000円、前年度予算額に対しましては465万8,000円の減少でございます。財源内訳といたしましては、国県支出金が1,718万円、その他特定財源597万9,000円でございます。

市民サービス課に係るものといたしましては、戸籍住民基本台帳経費1,042万9,000円で、主なものといたしましては、戸籍総合システムの保守業務委託料404万8,000円、氏名の振り仮名を取り扱うための戸籍総合システム振り仮名対応業務委託料184万7,000円でございます。

続きまして、個人番号カード交付事業498万9,000円は、個人番号カード発行等に係る経費で、主なものは、次ページ、84ページ、85ページを御覧ください。

主なものは、マイナンバーカードの交付等に使用するための機器借上料364万4,000円でございます。

102ページ、103ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費は、本年度予算額832万2,000円、前年度予算額に対しまして425万6,000円の増加でございます。特定財源といたしましては、国県支出金301万円でございます。市民サービス課に

係るものとしたしましては、国民年金一般事務費 20 万円で、主なものは消耗品の 13 万円でございます。

106 ページ、107 ページを御覧ください。

8 目後期高齢者医療費は、本年度予算額 4 億 7,570 万 8,000 円、前年度予算額に対しまして 1,243 万 6,000 円の増加でございます。特定財源といたしましては、国県支出金 8,463 万 5,000 円でございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、後期高齢者医療事業負担金 316 万 1,000 円で、全額、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金でございます。

136 ページ、137 ページを御覧ください。

4 款衛生費、3 項 3 目環境衛生費は、本年度予算額 88 万 3,000 円、前年度予算額に対しまして 2 万 9,000 円の減少でございます。その他特定財源 70 万 3,000 円につきましては、畜犬登録手数料等でございます。

狂犬病予防事業は 70 万 3,000 円で、主なものとしたしましては、次ページ、138 ページ、139 ページを御覧ください、巡回予防注射業務の委託料 51 万 3,000 円でございます。

環境保全対策事業費は 18 万円で、主なものとしたしましては猫避妊等手術費補助金 16 万 8,000 円でございます。

続きまして、4 目斎場管理費は、本年度予算額 2,576 万円、前年度予算額に対しまして 2,070 万 7,000 円の減少でございます。特定財源は、地方債が斎場整備事業債で 870 万円、その他 363 万 7,000 円が斎場の使用料でございます。

斎場一般管理費は 1,617 万 7,000 円で、主なものとしたしましては、斎場の指定管理料が 1,616 万 8,000 円でございます。

斎場維持補修費は 958 万 3,000 円で、主なものとしたしましては、工事請負費 876 万 2,000 円でございます。令和 7 年度の工事につきましては、換気ファン、燃焼空気ブロアの入替えが主なものとなっております。

5 目墓地管理費は、本年度予算額 331 万 6,000 円、前年度予算額に対しまして 1,755 万 3,000 円の減少でございます。

その他特定財源 77 万 8,000 円は、折橋墓地の移転事業に伴う補償金でございます。

墓地管理費は 211 万 8,000 円で、主なものとしたしましては、光ヶ丘墓園のトイレ改修等のための修繕料が 83 万 2,000 円、墓地清掃委託料 71 万 9,0

00円でございます。

続きまして、墓地移転事業は119万8,000円で、主なものとしたしましては、次ページの140ページ、141ページを御覧ください、設計業務委託料が77万9,000円で、小原野墓地への移転完了後における折橋墓地の機能復旧のための設計業務委託料でございます。

機能復旧の内容といたしましては、六地藏等の墓地施設の移設整備を予定しております。

議案第21号についての説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○仲委員長 議案第21号、令和7年度尾鷲市一般会計予算の説明は以上でございます。

質疑がありましたら御発言ください。質疑はありませんか。

○小川委員 69ページ、空き家対策事業のところの報酬、審議会委員報酬10万円とあるんですが、これ、何人で何回というのを考えられているんですか。

○湯浅市民サービス課長 今、委員さんって5名いらっしゃいまして、5名掛ける2回分ですね。

○小川委員 この審議会の委員というのは特定空家の判定するあれもあると思うんですけど、管理不全空家の場合もこの人たちが一応判定するんですか。

○湯浅市民サービス課長 管理不全空家と言われたんですけど、今のところは把握はしていないんですけども、そういう空き家が出てきた場合はこの方々に審議いただくことになるのかなと思っています。

○小川委員 今後、空き家が増えないように、管理不全空家の時点から注意もできますし指導もできます。この人らを使って判定したほうがいいんじゃないかと思うんですが、今後どうですか、その対策は。

○湯浅市民サービス課長 今、小川委員がおっしゃっていただいたように、ふだんから我々も気をつけているところもちろんあるんですけども、そうならないように我々は、啓発のほうとか、そういうほうにも力を入れていかなければならないかなと思いますし、将来的にはそういう空き家も増えてくる可能性は十分ございますので、審議していきたいなというふうに考えています。

○仲委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで、続いて、議案第22号、国民健康保険事業特別会計と、議案第23号、尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計の説明をお願いします。

○湯浅市民サービス課長　それでは、続きまして、議案第22号、令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてのうち市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

当初予算書の241ページを御覧ください。

今回の当初予算につきましては、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,082万1,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。

予算書の250ページ、251ページを御覧ください。

まず歳入でございます。

1款国民健康保険税につきましては税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長　それでは、税務課から国民健康保険税について御説明いたします。

1款1項国民健康保険税、本年度予算額2億8,135万9,000円、前年度予算と比較しまして649万2,000円、2.3%の減となっております。

委員会資料にて御説明いたします。

税務課委員会資料の5ページを御覧ください。

当初予算編成に当たりましては、令和6年度の調定状況をベースとして、市民サービス課試算の加入世帯数、被保険者数などの国保資格者の見込み数値に基づき積算しております。

1目一般国民健康保険税、1節から3節までの現年課税分につきましては、前年度比較においていずれも減少しており、医療給付費分326万7,000円、後期高齢者支援金分で144万5,000円、介護納付金分で92万7,000円の減少を見込んでおります。前年度の当初予算編成時と比較して、見込み課税世帯数で41世帯、対象人数で160人の減少が見込まれることが減収の主な要因となっております。

4節以降、滞納繰越分につきましては、令和6年度現年分及び過年度分の未収額見込みから、それぞれ給付に係る部分の予算額は御覧のとおりでございます。

国民健康保険税の説明につきましては以上となります。

市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長　それでは、予算書にお戻りいただき、250ページ、251ページを御覧ください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、本年度予算額16億

4,663万8,000円で、前年度予算額に対しまして408万1,000円の増加でございます。内訳といたしましては、普通交付金が16億1,942万8,000円、特別交付金が2,721万円でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、本年度予算額1億8,637万6,000円で、前年度予算額に対しまして354万3,000円の減少でございます。内訳としましては、保険基盤安定繰入金9,515万円は、低所得者の保険税軽減分などによる一般会計からの繰入金でございます。未就学児均等割保険税繰入金は32万3,000円で、保険税軽減制度に対する一般会計からの繰入金、職員給与費等繰入金が5,892万4,000円、出産育児一時金等繰入金200万円、国保財政安定化支援事業の繰入金が2,997万9,000円でございます。

次ページ、252ページ、253ページを御覧ください。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、本年度予算額5,362万円で、前年度予算額に対しまして1,933万円の減額でございます。

5款1項1目繰越金は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料につきましては税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 1目延滞金、1節一般被保険者延滞金247万8,000円は、一般被保険者の延滞金であります。

市民サービス課に説明を戻します。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして歳出でございます。

次ページの254ページ、255ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額5,368万8,000円で、前年度予算額に対しまして117万8,000円の減額でございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、国保一般管理費874万1,000円は国民健康保険事業の資格給付等の事務的経費で、主なものとしたしましては、郵送代、資格の有無の確認事務手数料など役務費が418万1,000円でございます。

続きまして、2目連合会負担金は、本年度予算額87万6,000円で、前年度予算額に対しまして3万1,000円の増額でございます。

次ページ、256ページ、257ページを御覧ください。

2項徴税費につきましては税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 2項1目賦課徴収費、本年度予算額389万8,000円、前年度と比較しまして71万6,000円の増であります。内訳としましては、細目国保賦課費は181万円で、国民健康保険税の賦課に係る事務経費になります。

10節需用費40万2,000円は事務用消耗品費等、11節役務費40万4,000円は納税通知書等の発送に係る通信運搬費、18節負担金、補助及び交付金の98万8,000円は納付書共同印刷に係る一般会計への負担金となります。

次に、細目国保徴収費は208万8,000円で、国保税の徴収に係る事務経費になります。需用費71万8,000円は、納付書等の印刷製本費53万円が主なものとなります。役務費91万2,000円は、督促状などの郵送料として通信運搬費65万円が主なもので、負担金、補助及び交付金の42万円は、三重地方税管理回収機構に対する負担金であります。

徴収費の説明は以上です。

市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、3項1目運営協議会費は、本年度予算額52万8,000円で、前年度予算額に対しまして20万9,000円の増額でございます。主なものといたしましては、国保運営協議会委員の報酬50万2,000円でございます。

次ページ、258ページ、259ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等は、本年度予算額13億6,706万円で、前年度予算額に対しまして259万7,000円の増加でございます。

2目一般分療養費は、本年度予算額1,014万5,000円で、前年度予算額に対しまして1万9,000円の増加でございます。

3目審査支払手数料は、本年度予算額414万4,000円で、前年度予算額に対しまして4,000円の減額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費の特定財源は、全て普通交付金でございます。

2項高額療養費、1目一般分高額療養費は、本年度予算額2億3,318万4,000円で、前年度予算額に対しまして44万3,000円の増加でございます。

2目一般分高額介護合算療養費は、本年度予算額18万8,000円で、前年度予算額に対しまして12万円の減少でございます。

2項高額療養費の特定財源は全て普通交付金でございます。

続きまして、3項移送費、1目一般分移送費は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。3項移送費の特定財源は全て普通交付金でございます。

続きまして、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、本年度予算額300万円で、件数6件分を見込んでおります。

次ページ、260ページ、261ページを御覧ください。

2目審査支払手数料は、本年度予算額2,000円で、前年度予算額に対しまして1,000円の減少でございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費は、本年度予算額200万円で前年度と同額でございます。

6項1目傷病手当金は、本年度予算額10万円で前年度と同額でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は、本年度予算額3億1,893万8,000円で、前年度予算額に対しまして981万1,000円の減少でございます。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、本年度予算額1億946万2,000円で、前年度予算額に対しまして1,149万6,000円の減少でございます。

次ページ、262ページ、263ページを御覧ください。

3項1目介護納付金分は、本年度予算額3,845万4,000円で、前年度予算額に対しまして198万1,000円の減少でございます。

続きまして、4款1項1目共同事業拠出金は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

5款1項保健事業費、1目疾病予防費は、本年度予算額474万6,000円で、前年度予算額に対しまして189万6,000円の減少でございます。疾病予防費474万6,000円の主なものといたしましては、委託料279万4,000円で、内訳は、脳ドックに係る住民検診等委託料118万1,000円、レセプト点検業務委託料161万3,000円でございます。

国保ヘルスアップ事業61万5,000円は、福祉保健課と共同で行う事業で、特別交付金の対象事業として、既存事業の拡大実施や、特定健康診査、特定保健指導の受診率向上のための取組を行うものでございます。

次ページ、264ページ、265ページを御覧ください。

2項1目特定健康診査等事業費は、本年度予算額1,847万2,000円で、前年度予算額に対しまして251万7,000円の減少でございます。特定健康診査

等事業費 1,847万2,000円の主なものといたしましては、委託料が1,744万6,000円で、内訳につきましては、健診委託料1,326万6,000円、特定健診の受診率向上対策委託料が418万円でございます。

6款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

当初予算後の令和7年度末の国保財政調整基金残高は、取崩額が5,362万円で積立額が1,000円となりますので、残高が1億5,599万5,000円となります。

それでは、予算書にお戻りいただき、264ページ、265ページを御覧ください。

7款1項公債費、1目利子は、本年度予算額13万2,000円で前年度予算額と同額でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金につきましては税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 8款1項1目一般分保険税還付金、22節償還金、利子及び割引料180万円は、一般国民健康保険税の過誤納付還付金であります。

市民サービス課に説明を戻します。

○湯浅市民サービス課長 それでは、次ページの266ページ、267ページを御覧ください。

2項繰出金、1目一般会計繰出金は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

議案第22号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第23号、令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決についてのうち市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の273ページを御覧ください。

今回の当初予算につきましては、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,250万3,000円と定めております。

続きまして、歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。

予算書の280ページ、281ページを御覧ください。

まず歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長      それでは、令和7年度の後期高齢者医療保険料について御説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料、本年度予算額2億5,872万4,000円、前年度予算額と比較して848万円、3.4%の増を見込んでおります。

税務課委員会資料の8ページを御覧ください。

こちらは、後期高齢者医療保険料の科目別の前年度比較であります。

内訳としましては、現年課税分で特別徴収が417万5,000円、普通徴収が365万1,000円と、いずれも増加しております。普通徴収滞納繰越分は65万4,000円の増となっております。

現年課税分の増額の主な要因としましては、国民健康保険や他の医療保険から後期高齢者医療保険への移行期においては、全ての新規加入者が一旦普通徴収となる関係から、これまで普通徴収が増加するという傾向で推移してまいりましたが、団塊の世代の方の年齢到達が進む中で、普通徴収から特別徴収に切り替わる方も増加することなどから、特別徴収においても増額見込みとなっております。

なお、後期高齢者医療保険制度につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合が保険料の決定などの制度運営を実施していることから、後期高齢者医療広域連合の試算を基に、特別徴収、普通徴収の案分をして予算計上しております。

後期高齢者医療保険料についての説明は以上であります。

市民サービス課と交代いたします。

○湯浅市民サービス課長      それでは、予算書にお戻りいただき、280ページ、281ページを御覧ください。

2款1項1目繰入金は、本年度予算額4億7,254万7,000円、前年度予算額に対しまして1,243万3,000円の増加でございます。

事務費繰入金は3億5,970万円、保険基盤安定繰入金は1億1,284万7,000円でございます。

3款1項1目繰越金は、本年度予算額1,000円、前年度と同額でございます。

4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項償還金及び還付加算金につきましては税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長      4款1項1目延滞金3万円につきましては、後期高齢者医療保険料に係る延滞金収入であります。

次に、2項1目保険料還付金及び還付加算金100万円につきましては、過誤納付金等の還付に伴うもので、還付等が発生した場合、同額が広域連合から収入され

るものであります。

説明は以上となります。

市民サービス課と交代いたします。

- 湯浅市民サービス課長　それでは、続きまして、3項雑入につきましては、本年度予算額20万1,000円で、前年度予算額に対しまして1万円の増加で、三重県後期高齢者医療広域連合からの交付金でございます。

続きまして歳出でございます。

284ページ、285ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額829万6,000円、前年度予算額に対しましては53万1,000円の増額でございます。市民サービス課に係るものといたしましては、後期高齢一般管理費294万9,000円の主なものといたしまして、一般会計に対して支払うシステムの利用負担金276万3,000円でございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体化実施事業は、令和5年度より実施している三重県後期高齢者医療広域連合からの高齢者の健康づくりのための委託事業で、20万1,000円を計上しております。

2項徴収費につきましては税務課より御説明申し上げます。

- 三鬼税務課長　2項1目徴収費240万9,000円は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費であります。10節需用費58万8,000円は事務用消耗品などで、11節役務費82万5,000円は保険料額決定通知書などの郵送料であります。

次ページ、286、287ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金97万4,000円は、納付書共同印刷に係る一般会計への負担金でございます。

徴収費については以上でございます。

市民サービス課と交代します。

- 湯浅市民サービス課長　それでは、続きまして、2款1項1目広域連合負担金は、本年度予算額7億2,079万7,000円、前年度予算額に対しまして1,975万1,000円の増加でございます。三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金で、主なものといたしましては、保険料等負担金2億5,875万4,000円、保険基盤安定負担金1億1,284万7,000円、療養給付費負担金3億3,235万6,000円でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては税務課より御説明申し

上げます。

- 三鬼税務課長 3款1項1目保険料還付金及び還付加算金、22節償還金、利子及び割引料100万円は、保険料の過誤納付還付金でございます。

説明を市民サービス課と交代いたします。

- 湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。

議案第23号についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

- 仲委員長 以上が、令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号、令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の説明であります。

質疑がありましたらどうぞ御発言ください。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 仲委員長 質疑なしと認めます。

以上で市民サービス課の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

本日はこれにて行政常任委員会を終了いたします。

再開は月曜日午前10時からといたしますので、よろしくお願いをいたします。

(午後 1時58分 閉会)